

# 地球温暖化・ヒートアイランド対策について

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」及び「大阪府自然環境保全条例の一部改正」の概要

## 地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化について（平成17年5月9日 大阪府環境審議会答申）

導入すべき制度の柱 事業活動等に伴う温室効果ガス排出量及び排熱の削減 建築物の環境配慮の促進 建築物の敷地等における緑化の促進  
 制度のあり方 法的な位置付けが明確な条例によるものとすべき

	大阪府温暖化の防止等に関する条例 (平成17年条例第100号、平成18年4月1日施行)		大阪府自然環境保全条例の一部改正 (平成17年条例第125号、平成18年4月1日施行)
	事業活動のエネルギー対策	建築物の環境配慮	建築物の敷地等における緑化
対象・義務の内容	対象 一定規模以上のエネルギー使用事業者（～に該当する事業者） 府域においてエネルギーを原油換算1,500kl/年（燃料+電気）以上使用する事業所を持つ事業者 府域に使用の本拠を有する自動車であって別に知事が定める自動車を100台以上使用する事業者（改正省エネ法の業種毎の規模要件をもとに検討） 24時間営業を常態とする事業者で、府域の事業所(店舗)の合計エネルギー使用量が原油換算1,500kl/年（燃料+電気）以上の事業者（コンビニエンスストア等） 義務の内容 ・温暖化対策指針に基づく温室効果ガスの排出及び排熱の抑制義務 ・温暖化対策計画書及び実績報告書の届出義務	対象 延床面積5,000㎡を超える建築物の新築、改築、増築 義務の内容 ・建築物環境配慮指針に基づく建築物の環境配慮義務 ・建築物環境計画書及び工事完了の届出義務	対象 敷地面積1,000㎡以上の建築物の新築、改築、増築 義務の内容 ・緑化基準に基づく緑化義務（緑化計画書及び緑化完了書の届出） ・緑地の維持管理に関する努力義務 緑化基準（規則）：敷地面積の10%相当とし、建ぺい率に連動した基準 (1)地上部の緑化基準 新築・改築の場合 次のア又はイのいずれか小さい方の面積 ア (敷地面積-建築面積)×25% イ (敷地面積-(敷地面積×建ぺい率×0.8))×25% 但し、学校の場合は、敷地面積から運動施設面積を除く 工場の場合は、敷地面積からパイラック・煙突等の屋外工作物を除く 増築の場合 (増築面積÷建ぺい率-増築面積)×25% (2)屋上部の緑化基準 利用可能な屋上面積×20% 地上部と屋上部でそれぞれ緑化が困難な場合、同面積を互いに振替え可 屋上緑化の代替として太陽光発電パネルの設置可 緑化の種類等（規則） ・樹木、芝その他の地被植物、花壇・100㎡以上のプランター、水流・池等 ・地上部において必要とされる緑化面積の2分の1以上は樹木とする。
指針・基準	知事は、 <u>温暖化対策指針</u> を作成し、公表 指針の内容 温室効果ガス排出量等を把握する範囲 温室効果ガス排出量等の算定方法 削減対策の内容 対策計画書・実績報告書の作成方法 温暖化対策指針については、専門家や関係団体から構成する検討会（17年8月設置）で意見を聞いた上で、12月に策定する予定	知事は、 <u>建築物環境配慮指針</u> を作成し、公表 指針の内容 環境配慮を行う項目 エネルギーの使用の抑制 室内環境の向上 資源及び資材の適正な利用 長期使用の促進 敷地外の環境に与える負荷の低減 周辺地域の環境の保全 環境配慮の取り組みの評価 地球温暖化やヒートアイランド現象への対策に重点 建築物環境配慮指針については、専門家等から構成する検討会（17年7月設置）で意見を聞いた上で、12月に策定する予定	
手続き	事業者：温暖化対策計画書を知事へ届出（温暖化対策の実施） 温暖化対策の実績報告書を毎年、知事へ届出 知事：温暖化対策計画書、実績報告書の概要を公表 温暖化対策計画書、実績報告書の内容をもとに指導・助言、報告の徴取	建築主：建築物環境計画書（建築物の環境配慮措置及びその評価結果等）を知事へ届出（建築物の環境配慮措置の実施） 工事完了を届出 知事：建築物環境計画書、工事完了の概要を公表 建築物環境計画書の内容をもとに指導・助言、報告の徴取	建築主：緑化計画書を知事へ届出（緑化工事の実施） 緑化完了書を知事へ届出 知事：緑化計画書、緑化完了書の内容をもとに指導・助言、報告の徴取
実効性の確保	・温暖化対策計画書・実績報告書の届出がないとき、虚偽報告の届出のとき 勧告 勧告拒否等 氏名公表	・建築物環境計画書・工事完了の届出がないとき、虚偽報告の届出のとき 勧告 勧告拒否等 氏名公表	・緑化計画書・緑化完了書の届出がないとき、虚偽報告の届出のとき、緑化基準に適合しないとき 勧告 勧告拒否等 氏名公表
顕彰	・特に優れた取組をした者に対して顕彰	・特に優れた取組をした者に対して顕彰	・特に優れた取組をした者に対して顕彰
その他	・温暖化防止に関する教育、学習、啓発 ・家庭用電気機器等販売事業者の努力義務(対象品目：エアコン等) 購入者に対して省エネルギー性能等の情報を適切に表示		・この条例と同等以上の効果が得られると認める条例を有する市町村の区域は届出義務等は適用除外 ・事務の一部(届出の受理等)を市町村へ事務移譲（市町村協議）